個人情報保護に関する達

第１章　総則

（目的）

第１条　この達は､宮城県障がい者カヌー協会（以下「協会」という。）が保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定め､個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この達において「個人情報」とは､個人に関する情報であって､当該情報に含まれる氏名､生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ､それにより特定の個人を識別することができるものを含む）をいう。

（責務）

第３条　協会はこの達の目的を達成するため､個人情報の保護に関し､必要な措置を講じなければならない。

２　協会の役員は､職務上若しくは活動上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ､又は不当な目的に使用してはならない。また､その職を退いた後も同様とする。

第２章　個人情報の収集及び閲覧

（収集の制限）

第４条　個人情報を収集するときは､個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし､その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

２　思想､信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については､収集してはならない。ただし､法令又は条例に定めがある場合及び事業の目的を達成するために､当該個人情報が必要不可欠な場合にはこの限りではない。

３　協会は､個人情報を収集するときは､本人から収集しなければならない。ただし､次の各号に該当するときはこの限りではない。

(1)本人の同意があるとき。

(2)法令又は条例に定めがあるとき。

(3)出版､報道等により公にされているとき。

(4)個人の生命､身体又は財産の安全を守るため､緊急かつやむを得ないと認められると

き。

(5) 所在不明､その他の事由により､本人から収集することができないとき。

第３章　個人情報の管理

（適正管理）

第５条　個人情報を取り扱う事業の目的を達成するため､個人情報を正確かつ最新の情報に保つように努めなければならない

２　個人情報の漏洩､滅失及び毀損防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　保有の必要のなくなった個人情報については､確実かつ速やかに消去し､又はこれを記録した文書等を廃棄しなければならない。ただし､他の規程等により保存が義務付けられているものや歴史的資料として保存されるものについてはこの限りではない。

（委託等に伴う措置）

第６条　個人情報を取り扱う事業（印刷等を含む）の委託等を行うときは､個人情報の保護に関し､次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 再委託の禁止

(2) 第三者への提供の禁止

(3) 委託された事業以外への使用の禁止

(4) 許可しない複写及び複製の禁止

(5) 秘密保持の義務

(6) 返信及び廃棄の義務

(7) 事故発生時における報告の義務

（受託者等の責務）

第７条　個人情報を取り扱う事業を受託した者は､前条に基づき個人情報の漏洩､滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　前項の受託事業に従事している者又は従事していた者は､その事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ､又は不当な目的に使用してはならない。

第４章　個人情報の利用及び提供

（個人情報の利用及び提供の制限）

第８条　個人情報を取り扱う事業の目的以外に､個人情報を利用､又は提供してはならない。ただし､次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令又は条例に定めがあるとき。

(3) 出版､報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命､身体又は財産の安全を守るため､緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事業を遂行することに対して協力する必要がある場合であって､本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

２　前項のただし書きの規定により個人情報を利用､又は提供するときは､個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（個人情報の外部提供に伴う制限）

第９条　個人情報の協会以外の者への提供（以下「外部提供」という。）する場合は､外部提供を受ける者に対し､使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し､その適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

２協会は事業の執行上必要かつ適切と認められ､個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き､インターネット等による個人情報の外部提供をしてはならない。

第５章　自己の個人情報の開示及び請求等の申出

（自己情報の開示請求）

第１０条　何人も協会に対して､その保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

２　自己情報の開示の申出は､本人に代わって代理人によって行うことができる。

３　協会は､開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは､当該個人情報の全部又は一部について開示しないことができる。

(1) 法令又は条例の定めるところにより､本人に開示することができないと認められるもの。

(2) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の個人に関する個人情報を含む情報であって､開示請求者に開示することにより､当該個人の正当な利益を損なうと認められるもの。

(3) 個人の評価､診断､選考､指導､相談等に関する情報であって､開示請求者に開示することにより､事業の適正な執行に著しく支障が生ずるおそれがあるもの。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はこれらに類する公共団体との間における協議､協力等により作成､又は取得した個人情報であって､開示請求者に開示することにより､協力関係､信頼関係が著しく損なわれると認められるもの。

(5) 生命､身体､財産等の保護､その他公共の安全と秩序の維持に支障のおそれのあるもの。

(6) 調査､争訟等に関する個人情報であって､開示請求者に開示することにより､事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるもの。

（開示請求の手続）

第１１条　開示請求をしようとする者は､次の事項を記載した請求書を協会に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) その他協会の定める事項

２　開示請求をしようとする者は､協会に対し､自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提出､又は提示しなければならない。

３　協会は開示請求の書類に不備があると認める場合には､開示請求者に対し､相当の期間を定めて､その補正を求めることとし､開示請求者が補正を行わない場合には､当該開示請求に応じないことができる。

（開示請求に対する決定等）

第１２条　協会は､開示請求があった日から原則として15日以内に､開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示するかどうかの決定をしなければならない。ただし､前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては､当該補正に要した日数は当該期間に起算しない。

２　協会は前項の決定をしたときは､速やかに書面により当該決定の内容を開示請求者に通知しなければならない。

３　協会はやむを得ない理由により､第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは､当該期間を､当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において､協会は速やかに書面により延長する理由及び期間を請求者に通知しなければならない。

４　協会は第1項の規定により､開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは､開示請求者に対し､第2項に規定する書面によりその理由を明示するものとする。

５　協会は第1項の決定をする場合において､当該決定に係る個人情報に､請求者以外の者に関する情報が含まれるときは､あらかじめ､これらの者の意見を聴くことができる。

（開示の実施及び方法）

第１３条　協会は前条第1項に基づき個人情報の開示をする旨の決定をしたときは､速やかに開示請求者に対し､当該個人情報の開示をしなければならない。

２　個人情報の開示は､文書､図画又は写真（以下「文書等」という。）にあっては､閲覧若しくは視聴又は写しの交付により､磁気テープ､磁気ディスク等（以下「磁気テープ等」という。）にあっては､視聴､閲覧､写しの交付等で適切な方法により行う。

３　前項の方法による個人情報の開示をする場合において､当該方法によると､文書等及び磁気テープ等が汚損又は破損するおそれがあり､個人情報の保存に支障が生ずる場合には､同号の規定にかかわらず､写しにより開示することができる。

（費用の負担）

第１４条　前条の規定する方法のうち､写しの交付を受ける者は､写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（自己情報の訂正の申出）

第１５条　何人も開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は､協会に対して､その訂正の申出をすることができる。

２　第１０条第２項の規定は､訂正の申出について準用する。

（自己情報の削除の申出）

第１６条　何人も協会が第４条の規定に反して自己情報を収集したと認める者は､協会に対して､その削除の申出をすることができる。

２　第１０条第２項の規定は､削除の申出について準用する。

（目的外利用及び外部提供の中止の申出）

第１７条　何人も協会が第８条第１項､第１０条の規定に反して､自己情報の目的外利用又は外部提供をしたと認めるときは､協会に対して､その中止の申出をすることができる。

２　第１０条第２項の規定は､目的外利用及び外部提供の中止の申出について準用する。

（訂正等の申出の方法）

第１８条第１５条から第１７条の規定に基づき､訂正､削除､目的外利用及び外部提供の中止（以下「訂正等」という。）の申出をしようとする者は､次の事項を記載した請求書を協会に提出しなければならない。

(1) 申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 申出の内容及び理由

(4) その他協会の定める事項

２　訂正等の申出をしようとする者は､当該訂正等を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出又は提示しなければならない。

３　第11条第2項の規定は､訂正等の申出について準用する。

第６章　異議の申出､その他

（異議の申出）

第１９条　何人も協会が自己に関する個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは､書面により異議の申出をすることができる。

２　協会は前項に規定する申出書を受理したときは､必要な調査を行い､当該調査の結果及び申出にかかる個人情報の取扱いを是正するかどうかを､遅滞なく書面により申出をした者に通知しなければならない。

（苦情の処理）

第２０条　協会はその保有する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（他制度との調整）

第２１条　他の法令及び条例により､協会に対して､自己情報の開示等の請求その他これに類する請求ができる場合は､その定めるところによる。

附則

この達は、宮城県障がい者カヌー協会の設立の日（令和2年１月１日） から施行する。